

域外産廃の事前協議制度

11年以降4県が見直し

が調査
紙態調査
本実態調

域外の産業廃棄物の流入抑制や不法投棄防止などの適正処理を目的に、多くの都道府県・政令市が主に1990年代、域外産廃に関する事前協議制度を導入した。制度導入から約20年、同制度の見直しが進んでいる。本紙が47都道府県を対象にアンケート調査を実施したところ、2011年以降、4県が見直しを実施、それ以前のものも含めると9県に及んでいる。

ことが分かった。見直しの理由の大半は、規制緩和への対応だが、廃棄物処理法改正による規制強化で適正処理が確保され、都道府県独自に事前協議制度で規制する必要性が希薄になったことも一因と考えられる。

(関連記事10面)

産業廃棄物の不法投棄が社会問題となった90年代は、施設設置を巡り産廃処理業者と地元住民との間で紛争が多発、日本

は「産廃紛争列島」の様相を呈していた。そうした中、首都圏などから大量の産廃が流入している

自治体では、住民感情に配慮する形で「適正処理の推進」を目的に事前協議制度を導入した。

ただ、同制度については、事業者が自治体の枠を越えて事業を行うことを制限することから、適正な処理を推進する優良

企業が成長する上での阻害となり、他方、不適正処理を企てる業者には直接的な足かせにはならず、かえって正規の処理ルートが絞られるため不適正処理に拍車がかかるという指摘がなされていた。